

姫路市教育委員会会議録（令和4年4月）

- 日 時 令和4年4月14日（木）午後2時00分から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時00分）
 - 日程第1 会議録署名委員の指名等
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事
 - 議事第 1号 審査請求に対する裁決について
 - 議案第 2号 姫路市学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
 - 議案第 3号 「姫路市立小中学校における食育推進プラン」について
 - 議案第 4号 姫路市学校保健審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
 - 議案第 5号 姫路市立学校結核対策委員会委員の委嘱及び任命に係る臨時代理の承認について
 - 日程第4 報告
 - 1 令和4年第1回市議会定例会での審議結果等について
 - 2 姫路市史編集専門委員の委嘱について
 - 日程第5 次回委員会開催日時等
 - 日程第6 その他
- 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員
（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、中上総務課長、岩崎学校施設課長、鈴木教育企画室主幹、沖端教職員課長、森学校指導課長、内海健康教育課長、春名健康教育課主幹、春井文化財課長、多田市史編集室長
（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日は、角谷委員から欠席の届出がございましたので、御報告いたします。出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- 次に、日程第3に入ります前に、事務局職員の異動について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

- 令和4年4月1日付人事異動によります、教育委員会事務局の新任の主幹級以上の職員を紹介させていただきます。
(総務課長から新任職員10名を紹介)

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案又は報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

教育長

- 議案第1号は、会議規則第15条第5号に規定する審査請求に関する事件に該当し、議案第2号、第4号及び第5号は、同条第1号に規定する教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当すると考えられますので、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第1号、第2号、第4号及び第5号は、非公開と決定します。

なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第3号 「姫路市立小中学校における食育推進プラン」について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (健康教育課主幹 議案第3号について説明)
姫路市立小中学校における食育の推進のための本プランにつきましては、初めて策定しました前回プランが令和4年3月31日までであったことから、この度、新たに計画期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日とし、策定するものでございます。
プランの内容につきましては、令和4年3月25日に開催しました「姫路市学校給食運営審議会」において審議いただき、児童生徒の食生活の実態を踏まえ、内容を大きく変更せず、継続して食育の推進を図ることとなっております。
「1 趣旨」といたしましては、食育の推進について教育委員会として具体的な目標を設定し、全ての小中学校において共有し、さらなる食育の推進を図るものでございます。プランの内容につきましては、児童生徒の実態を踏まえ内容を大きく変更せず、継続して食育の推進を図ることとしております。
次に、「2 計画期間」ですが、令和4年度から8年度までの5年間としております。なお、法令の改正などにより、食育の方針に大幅な変更があった場合には、その都度、見直しを検討したいと考えております。
次に、「3 児童生徒の食生活の状況」についてですが、昨年度3年9月から10月にかけて、市内小学3年生、5年生及び中学2年生とその保護者を対象に、食生活実態調査を実施し、この結果と前回調査の結果を比較いたしました。この結果分析につきましては、学校給食運営審議会の委員である兵庫県立大学 坂本教授に詳細な分析を行っていただきました。
主な結果といたしましては、前回調査と比べ、小中学生ともに主要な調査内容である「食事で気をつけていることについて」で「楽しく食べる」や、「3食必ず食べる」等の項目において、改善されている点が特にございました。このことは、コロナ禍で、学校給食を黙食で行っていることや調理実習等が困難であったことなど、学校における食育の推進がコロナ禍前と比較して十分に行うことが困難であったことなどが影響している可能性もあると考えておりますこのような状況を踏まえ、当プランの内容について、継続して食育を推進していくことが必要であると考えております。
「4 基本理念」ですが、食生活実態調査の調査結果を踏まえ、食に関心を持ち、将来にわたって健康な生活をおくることができるようにと考えられた、基本理念は、前回同様に「食の大切さを学び、生きる力を育む食育」とし、継続して食育を推進してまいります。
次に、「5 目標」ですが、ここでは、「基本理念」に沿った小中学校における食育推進のための「基本目標」及び「具体的な指導目標」を提示しております。

こちらにつきましても、前回同様に目標を継続して設定しております。

まず「基本目標」の「(1) 食に関心を持つ子の育成」につきましては、主な調査結果及び課題などから、継続して、食事の大切さや食文化などについて学ぶ必要があると考えられるため、「ア指導目標」のとおり、「食の重要性を理解する」、「自分で簡単な料理ができる」、「郷土食・行事食を知る」「地産地消について理解する」の4つを引き続き指導目標としております。

「イ教育委員会事務局における取組」ですが、教育委員会事務局では、これらの目標が達成できるよう、継続して地産地消の食材や行事食などを給食に取り入れ学校給食を「生きた教材」として、学校での取組と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、「(2) 食について自ら考える子の育成」についてございますが、調査結果などから、食事と心身の関係や、食の安全性などについても引き続き学ぶ必要があると考えられるため、「ア指導目標」のとおり、「望ましい食習慣を身につける」、「食事と健康（栄養）について理解する」「食品の選択能力を身につける」、「食事を大切にすることを培う」、「食にかかわる人への感謝の気持ちをもつ」の5つを継続した指導目標としております。

次に、「イ教育委員会事務局における取組」ですが、教育委員会事務局では、これらの目標を達成するためのツールとして、「手作り朝ごはんコンテスト」や「ダンボールコンポストを用いた給食残渣のリサイクル推進事業」を引き続き実施していきたいと考えております。

「(3) 食を楽しむ子の育成」については、調査結果などから、食を介した社会性を養う必要があると考えられます。現在、コロナ禍における学校給食では、黙食を行っており、会話を楽しみながら食事をするのは難しい状況ではございますが、そのような中でも食事のマナーを身につけること重要であると考えて、「ア指導目標」のとおり、「コミュニケーション能力を身につける」、「食事のマナーを身につける」の2つを継続した指導目標としております。

次に、「イ教育委員会事務局における取組」ですが、教育委員会事務局では、毎月発行する給食だより等を活用して、これらの目標が達成できるような内容を掲載していきたいと考えております。

以上、これらの3つの基本目標に基づく指導を学校において前回プランの期間中も実践してまいりましたが、御説明しましたように、現在学校において様々な工夫をしながら食育の推進を図っていただいているものの、コロナ禍で十分な実践を行うことは困難であった可能性があることも影響していると考えられ、調査結果にあまり変化が見られないことから、今回の改定では継続して基本理念の「食の大切さを学び、生きる力をはぐくむ」ことに努めてまいりたいと考えております。

「6 計画の推進・評価」について、まず、「(1) 学校における推進」ですが、引き続き、学校長のリーダーシップのもと、栄養教諭または食育担当教諭が中心となり、学級担任をはじめ関係教職員と連携・協力しながらプランに沿った食育を組織的に推進していくよう考えております。

次に、「(2) 教育委員会事務局における推進」ですが、教育委員会事務局では、各校で作成した指導計画の内容を確認し、必要に応じ、各校に指導助言を行ってまいります。

次に、「(3) 全体評価」についてですが、食育の取り組みにかかる評価方法を記載しております。

本プランに基づきコロナ禍においてはオンラインを活用した取組など、工夫をしながら食育を推進してまいります。令和4年2月より南部学校給食センターが本格稼働し、市内小中学校において全員給食を実施していることや、今後のコロナウイルス感染症の状況等も踏まえながら、期間内の適切な時期に、再度食生活実態調査に加えて食事状況調査を行い、児童生徒の食生活の状況が望ましいものとなっているか、実態を把握することで検証したいと考えております。

参考として、本プランの体系図を掲載しております。また、資料編として、本年度実施しました食生活実態調査の調査結果を掲載しております。

資料にはございませんが、学校給食運営審議会の委員からの主な意見としまして、コロナ禍で料理をつくることができる子の割合が減少しているのは、調理実習等学校での実習機会が減少したためと思われるが、「食に関心を持つ子の育成は大切な食育の目的である。」との意見がありました。

一方、コロナ禍における良い影響と考えられることとして、テレワーク等で「朝食を家族そろって食べる。」割合が前回と比較し、約2倍になっていることや、「黙食により集中して喫食することからか、ある小学校では食べ残し（残渣）が減っている。」などの意見がありました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

資料等を見ると、郷土伝統食を家ではやっていないが学校ではして欲しい人が4割、地産地消を家であまりやっていないが学校ではして欲しい人が4割で、ほぼ同じ人が回答していると思われませんが、クロス集計をされていますか。または、単独でのアンケートによるものですか。

(答)

クロス集計は行っておらず、単独のアンケートになります。

(問)

郷土料理、伝統食について行事ごとや季節ごとにされていますが、給食を食べる際に味わうだけではなく、料理自身の成り立ち、意味合いや歴史についての解説を各教室で行っていますか、それとも献立表に掲載しているだけですか。

(答)

給食だより等に掲載して保護者の方にも伝わるようにしています。また、食育としましては、これまで栄養教諭が食事をしながら児童に説明する機会はありましたが、コロナ禍で現在はできておりません。

(要望)

給食だより等に掲載されていれば、内容を家庭でも確認できますが、現物を見て

食べながら見聞することが一番馴染みやすいと思います。現状で難しければ、Web上、オンラインで給食の時間に流すことも検討してほしいと思います。

(答) 学校によっては、ITを活用した教育を行っているところもあるため、今後も広げていきたいと思います。

(補足) 山下委員の言われるとおりで、現物を見ながらするのが一番分かりやすいと思います。特に季節料理については、コロナ禍前は、各ブロックの栄養教諭が放送原稿を作り、各学校の放送委員会の生徒が給食の内容について、献立表より詳しい内容を説明していましたが、コロナ禍になり、放送委員会の活動が中止になりました。

次に、音楽のみを流していましたが、音楽を流すと低学年の生徒が口ずさんだりするため、音楽をやめ、本当の黙食になってしまいました。今は、蔓延防止等措置法が解除されたため、幾分かは復活していると思いますので、委員が言われたように映像で映すなどといった方法ができるのではないかと思います。

(意見) 地産地消で地の物を使うことは良いことですが、郷土料理を食べて学ぶことと、地の物を使うことは別の話であると思います。地の物が使えないから郷土料理をしないことはないかと思いますが、地産地消で、姫路の地の食材を学ぶのと同時に、特徴だった食材について、この食材は京都産や広島産であることを伝えることによって、食を通して社会の内容を学ぶこともできるかと思っています。

(答) 御意見ありがとうございます。現状で行っている学校もあるため、ITも活用しながら広げていきたいと思います。

(問) 黙食をするようになって、残渣が減ったとお聞きしました。楽しく会話をしながら食事をすることによって食事が進むと思っていましたが、黙食のほうが食事が進むのですか。

(答) 全ての学校のデータがそうなっているわけではありませんが、運営審議会に来られた校長の学校では残渣が減っているとのことでした。一方、委員のおっしゃるとおり会話をしながら楽しく食べる機会は減っており、食事に気をつけていることへの項目は前回に比べて減った、という結果が出ています。

(要望) 残す件についてですが、特にコロナ禍前においてはインフルエンザを含めて、欠席児童数をある程度把握できている場合には、総量を調整していくことが必要ではないかと考えます。私の子供から聞いた話ですので、全ての学校ではないと思いますが、給食が残らないように生徒と先生で食べきろうとしているようです。ある意味熱心ですが、人気のあるメニューはいいですが、不人気なメニューでは苦しみながら食べていると聞いています。結果としては、食べきっていますが、やはり総量のある程度調整することで、楽しみながら食べることができるのではないかと思います。

ます。生産調整を学校単位で行ったほうが良いと思いますので、検討してください。

(答) 献立に基づいた量につきましては、栄養教諭の方で栄養量等を計算していますが、全体的なバランス等もありますので、御意見を踏まえながら検討していきたいと思えます。

(問) インフルエンザの場合は1/3ぐらいが欠席すると学級閉鎖となっていました。コロナの場合は3人ぐらいが欠席すると学級閉鎖になる可能性があります。学級閉鎖になると給食は止まりますか。

(答) 食材によって止められる物と止められない物があります。止められる物は止めますが、前日に配送されている物資や当日の朝に来るような物で、野菜などは予定した量が納入されることとなります。

(問) 例えば3クラスの内1クラスが学級閉鎖になった場合、2クラス分しか作らないのではないですか。

(答) 食材は納入されているため、食品ロスの観点から、できるものは調理をしております。

(問) 業務として年間発注を行っているものは、ある程度仕事量に見合う必要があると伺ったため、目処がたつ日については、年間をかけて調整を行うほうが良いと前回お話しさせていただきましたが、いかがですか。

(答) 年間通しての総量調整もなかなか難しいこともありますが、できる限り無駄がないようにしていきたいと思えます。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第3号 「姫路市立小中学校における食育推進プラン」について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員) [挙 手]

教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第3号は、原案のとおり可決しました。

教育長 ○ 次に、
報告事項の1 令和4年第1回市議会定例会での審議結果等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ (総務課長 報告事項の1について説明)

「1 会期」でございますが、令和4年2月21日から3月29日までの37日間の会期で開催されました。

「2 議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分につきましては、すべて原案どおり可決されました。また、継続審査となっております令和2年度姫路市一般会計決算についても認定されました。

なお、議案第1号から第34号までの議案は、2月10日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る承認をいただいたもの、議案第40号及び42号は、3月24日に臨時代理に係る承認をいただいたものでございます。

次に、「3 質疑」でございますが、3月3日、4日に5つの会派の代表から代表質疑が、3月7日、8日、9日に11人の議員から個人質疑が行われ、そのうち、教育委員会に対しては全ての会派からと、8人の議員から計22項目の質疑があり、答弁いたしました。

3月3日には、公明党代表 川島淳良議員、市民クラブ代表 阿山正人議員から代表質疑がありました。

川島議員からは、「「一生」に寄り添う市政について」及び「「くらし」を豊かにする市政について」質疑がありました。このうち、「学校施設の老朽化対策」につきましては、令和2年度に「姫路市学校施設長寿命化計画」を策定した。予防保全を計画的に推進し、学校施設の長寿命化を図ることで、学校施設の維持管理・更新に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を実現し、より安全・安心で快適な教育環境の確保に努めたいと、答弁いたしました。

阿山議員からは、「令和4年度予算について」、「新型コロナウイルス感染症対策について」、及び「教育環境整備について」質疑がありました。このうち、「南部エリア学校給食センター」として「試行実施期間で見えてきた課題とそれらへの対応」につきましては、

1月から3校で試行し、2月からは全12校での本格実施となっている。給食開始の初日や数日の間は、配膳室周辺での混雑や各教室での配膳に時間を要するといったことが発生したが、改善対応の結果、現在では教室・配膳室間の最適な動線確保や配膳時間の短縮等により順調に運営されている。また、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖の発生時においては、関係学校との緊密な連携により、食数変更の事務等について迅速に対応していると、答弁いたしました。

3月4日には、自由民主党代表 汐田浩二議員、新生ひめじ代表 三和衛議員、日本共産党議員団代表 村原守泰議員から代表質疑がありました。

汐田議員からは、「夜間中学の設置について」、「教育行政について」、及び「デジタル技術を活用した図書館機能の充実について」質疑がありました。このうち、「姫路市立あかつき中学校の特色」につきましては、他の多くの夜間中学で採用されている分校ではなく、専任の校長を配置する単独校として設置し、夜間中学の特色を踏まえた学校運営や教育内容を進める。また、令和の時代に開校する夜間中学として、電子黒板やタブレット端末などを活用した授業を行い、個々の理解や関心に応じた学習を進めるとともに、教職員への研修体制を充実させ、夜間中学に対する理解促進と教育内容の質の向上に努めていくと、答弁いたしました。

た。

三和議員からは、「令和4年度に向けた市長の考えについて」及び「教育委員会関連の事項について」質疑がありました。このうち、「小規模特認校への移行」として、「目先の児童数の増減だけで今後のあり方を判断すべきではないと考えるが、見解を聞きたい」につきましては、小規模特認校制度は、校区外からの就学を可能とし、地域と連携した特色ある教育活動を通じて、児童数の増加とともに、学校の活性化を図ろうとするものである。原則5年間という一定期間のうちに、複式学級が解消しない場合には、小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、統合等の取組方策を進めることとなる。本市の初めての取組であり、この制度の効果や影響について慎重に見守りたいと、答弁いたしました。

村原議員からは、「子どもたちの学びを保障するために」として、2点の質疑がありました。このうち、「特別支援学級への支援員増配置を」につきましては、特別支援教育支援員は、毎年、支援が必要な幼児児童生徒の個々の障害の状況を、学校園への訪問や保護者からの聞き取りにより把握し、在籍人数や特別支援学級数、学校園からの報告等を踏まえ、総合的に判断して、配置する学校園を決めている。令和3年度は市立幼稚園を含めて123人の配置をしているが、令和4年度は10人程度の増員を予定していると、答弁いたしました。

3月7日には、日本共産党議員団の森由紀子議員、市民クラブの八木隆次郎議員、公明党の白井義一議員から個人質疑がありました。

森議員からは、「市立3高校の在り方については丁寧な議論を進めること」について、3点の質疑がありました。このうち、「本当に市立高校が姫路市財政の負担になっているのか」につきましては、子供たち一人一人の可能性を引き出す個別最適な学びや多様な経験を得るためには、施設設備の充実は必要不可欠であり、また、時代のニーズに合った充実した教育を進めていくためには、さらなる財源が必要である。しかし、社会保障関係経費など義務的経費が増大する中、これ以上の予算を確保することは困難な状況であることから、財源を集中させていく必要があると、答弁いたしました。

八木議員からは、「観光施策について」、「支援学級における暴言・体罰問題と、その対処策について」、及び「医療的ケア児支援法施行後の行政について」質疑がありました。「圓教寺三つの堂の国宝化進捗状況」についてのうち、「調査報告書の作成状況などの進捗状況」につきましては、圓教寺の三つの堂は、現在、国の重要文化財である。国宝化に向けては、以前より、三つの堂の総合調査を行い、その調査報告書を提出する必要があるとの国からの指導があり、圓教寺にもその旨をお伝えし、対応をお願いしてきた。引き続き、調査報告書の作成について支援してまいりたいと、答弁いたしました。

白井議員からは、「飽くなき挑戦！持続可能な姫路の未来へ！」として、1点の質疑がありました。このうち、「医療的ケア児とその家族の支援」につきましては、介護タクシー派遣事業については、書写養護学校のスクールバスに乗車できていない医療的ケア児約20人に対して、普段から書写養護学校で医療的ケアに携わっている看護師が同乗する介護タクシーの派遣を行うことで、また、看護

師派遣事業については、地域の学校園の子供約 20 人に対して、保護者の日常的な来校による医療的ケアに代わり、看護師が各学校園を巡回訪問し、喀痰吸引、経管栄養などの医療的ケアを行うことで、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと、答弁いたしました。

3月8日には、自由民主党の井川一善議員、日本維新の会の大西陽介議員から個人質疑がありました。

井川議員からは、「市立3校の将来像と姫路獨協大学の今後について」として、2点の質疑がありました。このうち、「市立3校のあるべき将来像と専門性・特色のある学科の設置」につきましては、審議会の答申を真摯に受け止め、先が見えにくい社会においても生き抜くことができる力をしっかりと育てることのできる、市民から愛される市立高等学校づくりに向け、具体的な方針を検討してまいりたいと、答弁いたしました。

大西議員からは、「大井川土地地区画整理地内の学校用地を有効活用することについて」質疑がありました。このうち、「実際にどのような公共性のある施設等が検討されたのか、聞きたい。」につきましては、平成28年では、南部エリア学校給食センターの用地として利用することを検討していたが、その後、建築基準法上の課題があるため、利用しないことを決定した。さらに、令和元年では、荒川校区の急激な人口増に伴い、学校新設も一つの選択肢と考えられることから、その場合の候補地として、検討を続けていた。荒川小学校については、学校地域協議会において当該用地への学校新設を要望する意見が多いことから、その協議結果を踏まえたうえで、活用について判断したいと、答弁いたしました。

3月9日には、無所属の江口千洋議員、日本共産党議員団の苦瓜一成議員、公明党の宮下和也議員から個人質疑がありました。

江口議員からは、「新型コロナウイルス感染症について」及び「「こども家庭庁」創設に向けた姫路市の対応について」質疑がありました。「「こども家庭庁」創設に向けた姫路市の対応について」のうち、「第3の居場所づくりとしてのフリースクール等への助成金や今後の対応について聞きたい。」につきましては、不登校児童生徒の社会的自立を促すため、学校内外の教育支援施設や民間施設について、保護者に周知したり、連携を図ったりしているが、現在、フリースクール等への助成は、行っていない。今後の対応については、国や県の動向を注視していくと、答弁いたしました。

苦瓜議員からは、「教育施策の諸課題について」、3点の質疑がありました。「兵庫県の中学校における少人数授業と35人学級の選択について本市はどのように対応するのか」につきましては、中学校で35人学級を選択する場合は、更なる教員数の増が必要となることから、教職員定数が増えない状態での中学校の35人学級の選択は難しい現状であり、今後は、教職員定数の改善を国、県に対して引き続き要望していくと、答弁いたしました。

宮下議員からは、「デジタル田園都市国家構想に関する取組の推進について」として、1点の質疑がありました。「新型コロナウイルス感染拡大・第6波への準備とその取組」として、「子どもたちの学びの継続」につきましては、2学期

に小中学生の全家庭を対象に通信環境調査を実施し、家庭での通信状況の確認を行い、また、各学校長の判断により、いつでも ICT 端末の持ち帰りができるようにした。多くの学校で学級等の閉鎖が発生したが、児童生徒がいつでもどこでも連続した学びに取り組めるよう、従来のプリント学習に加え、ICT 端末を活用した課題配信やホームルーム、オンラインによる板書配信など、学校ごとにアナログとデジタルを組み合わせて取り組んでいると、答弁いたしました。

次に、「4 予算・決算委員会 全体会について」でございますが、3月11日の全体会では、令和4年度姫路市一般会計予算及び令和3年度姫路市一般会計補正予算（第12回）の概要について、説明しました。

次に、「5 文教・子育て委員会について」でございますが、3月14日に付託議案審査等のため、文教・子育て委員会が開催されました。

主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、

- ・軽工事に係る対応に関しては、議会の請求に基づく監査により、業者選定に偏りがある等の指摘を受けたことについてしっかりと反省し、二度と疑義が生じることがないように、軽工事等の実施に係るガイドラインを遵守して事務処理を行っていくための仕組みづくりに取り組まれないこと。

- ・姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議のまとめに関しては、学生ボランティアや保護者だけではなく、普通学級の担任教員等に一時限らず交代で特別支援学級のサポートに入ってもらおうといった対応も検討されたいこと。

- ・姫路市立夜間中学に関しては、外国籍の人にも知ってもらえるよう、外国語のチラシやポスターを用いて夜間中学について広く周知するとともに、開校後、外国籍の人が授業を受ける際は、日本語の理解度に合わせた丁寧な授業を行われたいこと、などの意見がございました。

次に、「6 予算・決算委員会 文教・子育て分科会について」でございますが、令和4年度予算等の審査のため、3月14日の文教・子育て委員会終了後に開催されました。

分科会の主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり

学校給食の公会計化に関しては、学校給食に関する事務量が大きく増えるので事業開始にしっかりと対応されたいこと、などの意見がございました。

次に、「7 臨時 文教・子育て委員会について」でございますが、3月23日に臨時文教・子育て委員会が開催され、姫路市議会議員による不当要求事案等に関する職員の処分等について他2件の報告を行いました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

阿山議員に対する答弁でコロナ禍における給食数の調整をきちんと行っているとのことでしたが、先程の給食の件の答えと少し異なるかと思いますが、なぜですか。この時は、詳しい質問、詳しい説明ではなく、全体的なコロナ対応であったためですか。

(答) 委員のおっしゃるとおり、本会議の質問に対する回答は全体的な内容であったため、細かい内容は今御報告したとおりです。具体的なところでは、学級閉鎖の発生時には緊密な連携により迅速な対応を行っているところですが、対応についても様々あり、給食の物資がセンターに届くのを止められるような物もあれば、止められない物もあります。センターにおいて事前に分かっていたら、調理して届けることはありませんが、分からない場合には調理する場合があります。コロナに限ったことではありませんが、急な学級閉鎖や休校等がいつ分かるか、また、物資にもよりますので、できる限り対応を行っているのが実際のところですが。

(要望) 給食センターは運営委託の形でされているので、なおさらやりにくいところがあるかと思えます。生産者からの受発注、製造及び配送、現場である学校との関係があるかと思えます。いつまでがリミットであるかの連絡体系を決められていると思いますが、今一度確認をお願いします。

(答) 物資は、契約ごとになるため、原則的な発注は月末であるとか、児童生徒分の最終的な発注は、7日前であるとかのルールはあります。ただ、物資を止めるかどうかについては、業者の御厚意による部分もあります。止めることができる部分については、なるべく止めてもらっており、なかなかルール付けは困難であるのが現状です。ただ、その点を整理しまして、なるべくロスのないように努めてまいります。

(問) 小学校の中で完結できないことが多分にあると思えます。例えば、出来るかどうかは別問題ですが、給食で食べきれない分をこども食堂や放課後児童クラブに持っていき、夕食として食べることは出来ませんか。

(答) 学校給食につきましては、調理後2時間以内での喫食が文部科学省のマニュアルで定められているため実現は難しいです。

教育長 ○ 他に意見はございませんか。それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで承りたいと思えます。

教育長 ○ 次に、
報告事項の2 姫路市史編集専門委員の委嘱について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ (市史編集室長 報告事項の2について説明)
このたび、姫路市史編集専門委員設置規則第2条の規定に基づき、令和4年度の姫路市史編集専門委員を委嘱しましたので、御報告いたします。
姫路市史編集専門委員は、市史編纂のために史料調査、研究及び編集の職務に当たっております。また、編集専門委員会会議におきまして、編集に関して専門的な見地からご意見をいただき総合的な調整を行っております。

委嘱した者は、足立泰紀、馬田綾子、佐藤泰弘、多田憲一郎、久野修義の5名で、委員長は神戸医療未来大学教授の足立泰紀氏でございます。

任命する期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ 意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで承したいと思えます。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会を、5月26日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思えます。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、5月26日木曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、5月26日木曜日の午後2時に開催することといたします。

教育長

○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思えます。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時23分)